

入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札に付します。

記

- 1 競争入札に付する事項 物品の販売
 (1) 売買物品名 1号物件：不用物品（軽自動車）
 (2) 売買物品名及び数量 「別紙」物件内訳書のとおり
- 2 売買物品の閲覧日時等
 (1) 場 所 熊本南部森林管理署 駐車場
 (2) 日 時 令和7年9月1日～令和7年10月7日
 午前9時～午後4時
 （ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）
 第1条第1項各号に掲げる行政機関の休日を除く。）
 (3) 連絡先 閲覧される際は、必ずご連絡下さい。
 （総務グループ経理担当 電話0966-23-3311）
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
 (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定
 に該当しない者であること。
 (2) 入札者は、入札前に法人にあつては法人登記簿謄本、個人にあつては本籍地の市
 町村長等の発行する身分証明書等を提出すること。
 なお、共同買受の場合は、それぞれの法人登記簿謄本（個人にあつてはそれぞ
 れの身分証明書等）を提出すること。
- 4 入札方法
 (1) 上記1の物品を入札に付する。
 (2) 入札に当たっては、必ず売買物品を確認の上入札すること。
 (3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額（消費税及び地方消費税相当額
 を除いた金額）に消費税及び地方消費税の相当額を含んだ額をもって落札価格と
 する。
 (4) 郵便入札は認めない。
- 5 契約条項等を示す場所、入札注意書を交付する場所及び日時
 (1) 場 所 熊本南部森林管理署 総務グループ
 (2) 日 時 令和7年9月1日～令和7年10月7日
 午前9時～午後4時
 （ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）
 第1条第1項各号に掲げる行政機関の休日を除く。）
- 6 入札、開札の場所及び日時
 (1) 場 所 熊本南部森林管理署 入札室
 (2) 日 時 令和7年10月8日（水）午前10時00分 即時開札
- 7 入札保証金受付日時
 令和7年10月8日（水）午前9時00分～午前9時30分
- 8 入札の無効
 本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に
 違反した入札は無効とする。

9 入札保証金

(1) 入札保証金の額

入札者は、入札前に入札保証金として入札金額（消費税及び地方消費税相当額を含む金額）の100分の5以上（円位未満切上げ）に相当する金額を、現金又は銀行若しくは契約担当官が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締等に関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により納付しなければならない。

この入札保証金を返還する場合は利息を付さない。

(2) 入札保証金の国庫への帰属

落札者が落札決定の日の翌日から起算して10日以内に契約を結ばないときは、その落札は取り消され、入札保証金は国庫に帰属する。

10 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者であって、予算決算及び会計令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最高入札価格をもって入札を行った者を落札者とする。

11 契約保証金

(1) 契約保証金の額

落札者は契約の際、契約保証金として契約金額（消費税及び地方消費税の相当額を含む金額）の100分の10以上（円位未満切上げ）に相当する金額を、現金又は銀行若しくは契約担当官が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締等に関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により納付しなければならない。

なお、納付した契約保証金は、売買代金に充当する。

(2) 契約保証金の国庫への帰属

この契約保証金は、売買代金を納付しないときは国庫に帰属する。

12 契約書作成の要否及び代金支払方法

契約締結に当たっては契約書を作成する。支払代金は契約締結の日から起算して20日以内に納付しなければならない。

なお、納入期限が休日に当たる場合は、その前日を納付期限とする。

13 その他

本公告に記載なき事項は入札注意書による。

以上公告する。

令和7年9月1日

分任契約担当官
熊本南部森林管理署長 元山 英樹